

学内・学外の掲示物等について

【ご意見・ご質問】（投稿日：2017年6月20日）

2つ質問させていただきます。

1. 昭和23年12月7日告示第13号により制定された京都大学学内掲示等規定についての質問

この規定によると、学内の掲示等は総長が承認した団体等だけが行うことができ、しかも掲示物は事務本部の許可を得なければならないということになっています。しかし現状では、総長の承認がない団体の掲示物等や事務本部の許可のない掲示物等が多く見られます。特に4月、5月はこのような規定違反の掲示物が大量にあることにより、ごみの問題も起きています。

さらにこの規定には、学内の立て看板については横幅が40センチメートル以内でなくてはならないと定められていますが、逆に私は学内で横幅が40センチメートル以内の立て看板を見たことがほとんどありません。ほとんどの学内の立て看板がこの規定に反しています。

以上のように学内の掲示物や立て看板には、京都大学学内掲示等規定に違反したものが少なくありませんし、違反掲示物等の氾濫により様々な問題（立て看板倒壊による事故なども含む）が引き起こされています。ルールは当然守られなくてはなりませんし、学生に対してその指導を行うのも大学の役目であり、学生の安全のためでもあります。規定に基づいた掲示等が行われるように何らかの対処すべきだと私は考えますが、どのようにお考えでしょうか。

2. 公道上の立て看板に関する質問

時期にもよりますが、様々な団体が京都大学付近の公道上に立て看板を立てています。当然ながら、許可のない公道上の立て看板は道路交通法等により明確に違法です。さらに、京都市条例により、学外はもちろんのこと、学内の立て看板等についても外から見えるものに関しては条例違反である可能性が高いと思われます。にも関わらず、どうしても京都大学は、公道上の違法な立て看板や条例違反に当たる学内の立て看板などを酷い時は何ヶ月も放置するのですか？一応ゴールデンウィークや長期休暇前など、数ヶ月おきに立て看板を一斉撤去しているようですが、その撤去の理由は「台風が近づいてきたから」や「休暇中に倒壊したら対処できないから」などであり、違法性に関する理由ではありません。これはおかしいと思います。

公道上の立て看板は少なからず交通の邪魔であり、景観を損ね、倒壊による事故の危険性もあります（昨年度には倒壊しかけている立て看板が公道上に放置されていることもありました）。そして明確に違法かつ条例違反です。京都大学が学生の違法行為を認め

ない大学であるというのであれば、公道上などの立て看板の設置を明確に禁止・周知し、もし公道上などに設置されているのが発見・通報されれば即刻撤去するということくらいは当然しなければならないと私は思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

【回答】（回答日：2017年7月14日）

（総務担当理事 森田正信、施設担当理事・副学長 佐藤直樹、学生担当理事・副学長 川添信介）

貴重なご意見とご質問を頂き、ありがとうございます。

「京都大学が学生の違法行為を認めない大学であるというのであれば、公道上などの立て看板の設置を明確に禁止・周知し、もし公道上などに設置されているのが発見・通報されれば即刻撤去するということくらいは当然しなければならないと私は思う」というご指摘は、現状の大学、そして看板を放置している学生等に対する明確な批判であると理解し受けとめました。

ご指摘のように安全とは言い難い立て看板等の取扱いには、苦慮しているところです。現状では、立て看板の大きさや設置場所などについて、安全面から看過できない等の理由により撤去が必要であると判断されるものについては、施設管理権に基づき撤去・移動しています。「京都大学学内掲示等規程」が制定された昭和23年当時に比べ、SNSなど情報発信の手段が多様化し環境意識も変化している現在、学内ルールの在り方を検証する必要もあろうかと考えているところです。頂戴したご意見は、今後そうした検討を行う際の参考とさせていただきます。

また、大学敷地外（周辺）の立て看板についてですが、前段の規程は学内に設置する立て看板等について規定しているものです。一般公道上やそれに面した部分については、一義的には設置者が設置の可否の判断に責任を負うべきものと考えています。ただし、多くの立て看板が本学学生による設置と考えられる実状を踏まえ、近隣住民などの皆様のご迷惑にならないよう、たとえば台風の接近時や、長期休暇期で大学の即時対応ができないと思われる場合などには自主的撤去を要請し、直ちに撤去されない場合は大学が撤去・移動することとしています。

なお、大学敷地外（周辺）の立て看板については道路法、もしくはご指摘のとおり京都市の条例に違反する可能性があると思われます。そこで、本学としてもこれを周知するとともに、立て看板等の所有（設置）者には、法令を遵守し、また歩道・道路を利用される方々の迷惑となるだけでなく重大な事故を引き起こす恐れがあることを認識していただき、何より皆さんの良心に基づき、法令と社会通念の範囲内で情報発信の方法を考えていただければと切に希望します。